

上 交 通 協 第 号
令 和 8 年 6 月 日

関東運輸局長 殿

名 称 上里町地域公共交通活性化協議会
住 所 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5 5 1 8
代表者氏名 会 長 島 田 邦 弘

交通不便地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)別表7ハ②(2)に基づき、交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

所属 上里町地域公共交通活性化協議会事務局
上里町総合政策課

担当者名 関根

TEL 0495-35-1221 FAX 0495-33-2429

E-mail sousei@town.kamisato.lg.jp

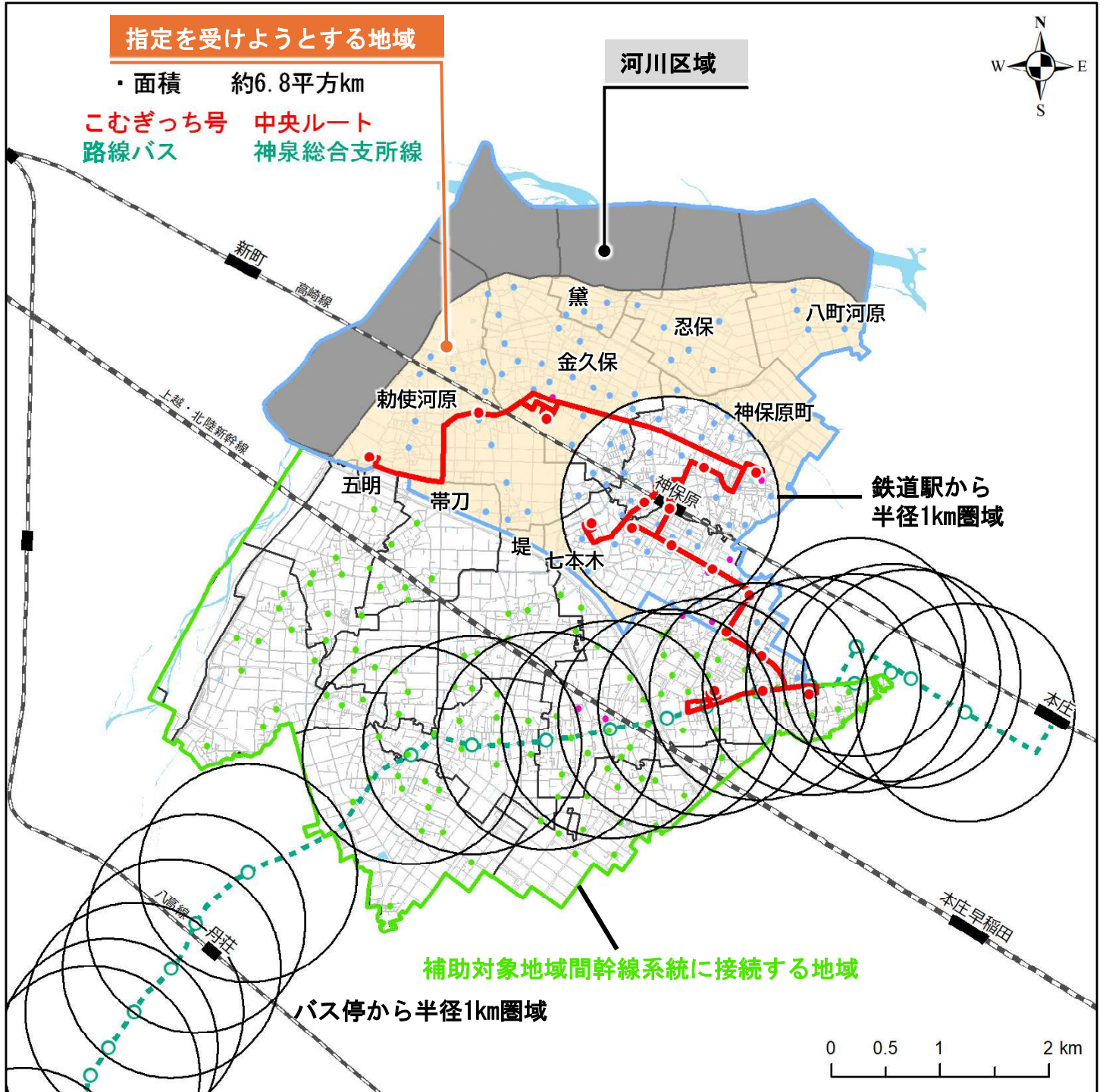
交通不便地域指定申請書（別表7ハ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 指定を受けようとする地域名
埼玉県児玉郡上里町 金久保地区の一部、黛地区、五明地区の一部、七本木地区の一部、神保原町地区の一部、 帯刀地区の一部、勅使河原地区の一部、堤地区の一部、忍保地区、八町河原地区 （JR高崎線 神保原駅及び朝日自動車株式会社 本庄駅南口～神泉総合支所線の 停留所から半径1キロメートルの区域を除く）
2. 指定を受けようとする理由
町内全域（JR高崎線 神保原駅及び朝日自動車株式会社 本庄駅南口～神泉総合支所線の 停留所から半径1キロメートルの区域を除く）において、令和4年7月1日付けで交通不便 地域の指定を受け、フィーダー補助対象としてコミュニティバスの運行を行っていた。 令和7年4月1日よりコミュニティバスの再編及びデマンド交通の導入を実施したこと に伴い、区域運行にて実施しているデマンド交通の北部エリアにおいて、フィーダー補助対 象とするため、交通不便地域の指定を申請する必要が生じた。
3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
・上里町デマンド交通（営業区域：北部エリア）
4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
7,308人（令和8年3月末日時点）
5. 指定を受けようとする期間
令和8年10月1日～令和13年9月30日
6. 協議会における協議年月日
令和8年6月15日
7. その他特記事項

【添付書類】

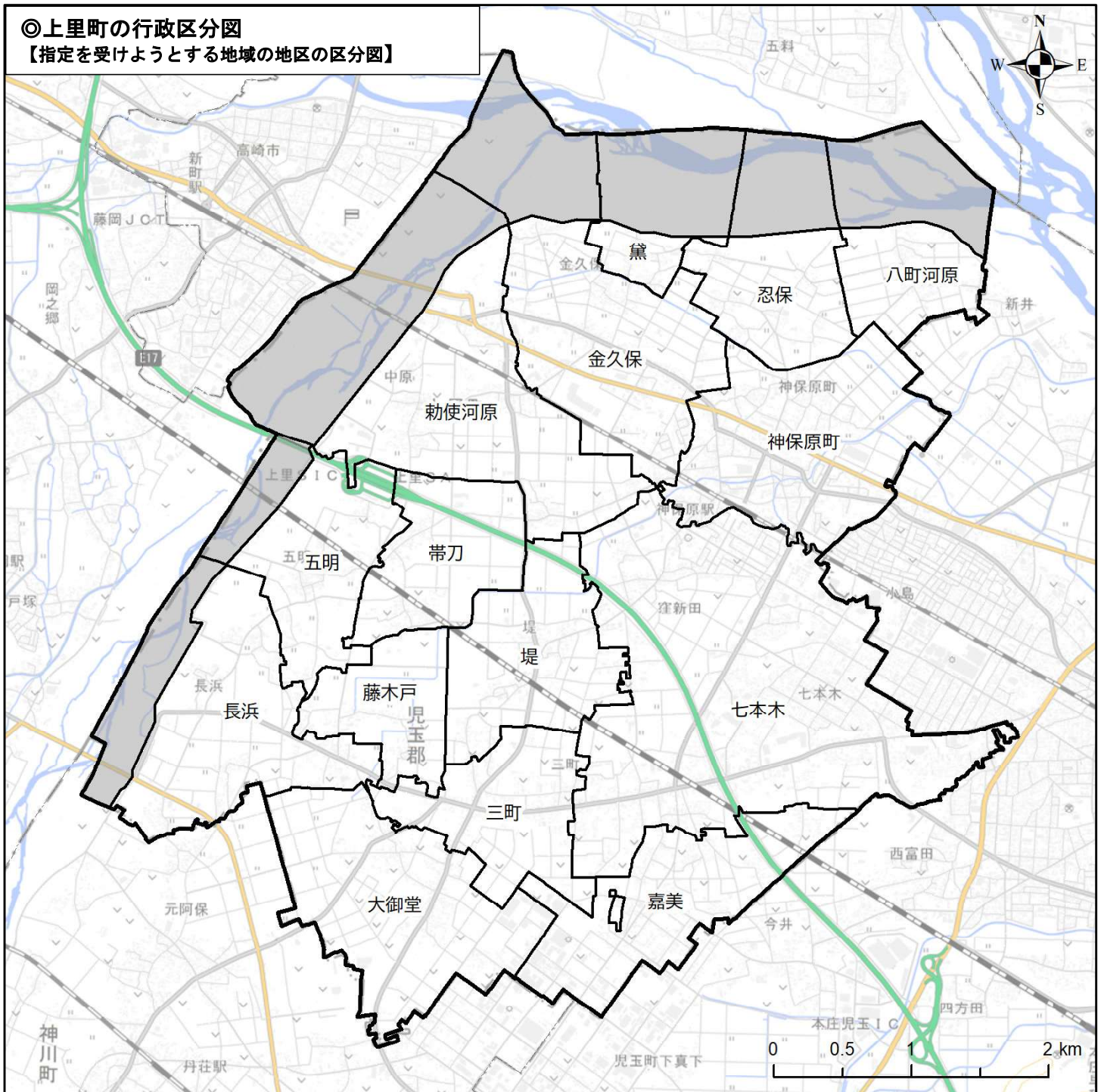
- ・指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間
交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載
してあるもの）
- ・指定を受けようとする地域の地区（町・字）の区分図
- ・関東運輸局審査方針1.「（3）「停留所等」から除外できるもの」の①、「（4）停留
所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの」に該当
する場合は、当該停留所等の状況を説明する資料
- ・交通不便地域の人口の挙証資料（地区別の人口がわかる資料）
- ・その他参考資料

上里町全図と交通不便地域



凡例	
デマンド交通 運行エリア	鉄道
■ 北部エリア	■ 鉄道駅
■ 南部エリア	— 上越・北陸新幹線
デマンド交通 停留所 (R8.4時点)	— JR高崎線・八高線
● デマンド停留所 (北部エリア)	
● デマンド停留所 (南部エリア)	
● デマンド停留所 (南北共通)	

◎上里町の行政区分図
 【指定を受けようとする地域の地区の区分図】



交通不便地域の人口挙証資料

大字	人口
金久保	2,308
黛	250
五明	3
七本木	368
神保原町	1,511
帯刀	83
勅使河原	1,610
堤	35
忍保	599
八町河原	541
合計	7,308

交通不便地域人口 (指定を受けようとする地域)	7,308 [人]
----------------------------	-----------

(令和8年3月末現在の住基人口より)

人口集中地区区域図

